

京都市告示第 6 5 5号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第 36 条第 1 項の規定により、次のとおり法第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定しました。

令和 6 年 3 月 8 日

京都市長 松井 孝治

1 申請者

ウェルビー株式会社（代表取締役 大田 誠）

2 申請者の主たる事務所の所在地

東京都中央区銀座二丁目 3 番 6 号

3 事業所の名称

就労定着支援事業所 ウェルビー四条河原町センター

4 事業所の所在地

京都市下京区河原町通仏光寺上る市之町 2 5 0 番地 3 タキイ河原町ビル 4 階

5 指定する事業の種類

就労定着支援

6 指定年月日

令和 6 年 3 月 1 日

7 事業所番号

2 6 1 0 4 8 1 6 9 5

(保健福祉局障害保健福祉推進室)